

消費者保護制度と消費者相談窓口の活用

消費者保護制度と消費者相談窓口の活用



思わずタツプして
しまったら・・・②

思わずタップしてしまったら…②

宅配業者の名前で、ショートメッセージに連絡が来た。
「ここをクリック」とあったので、確認のためにクリックした。



思わずタップしてしまったら…②

すると、アプリをダウンロードするよう、指示画面が出た。
指示のとおり、ダウンロードボタンをタップした。



思わずタップしてしまったら…②

ダウンロードしたのは不正なアプリだったらしい。スマホで変なサイトが表示されたり、音が鳴ったりして止められなくなってしまった。



消費者保護制度

未成年者取消、クーリングオフ、消費者契約法など、消費者保護のための様々な制度があります。

- 2022年4月からの成年年齢引下げに伴い、18～19歳は未成年取消ができなくなるので注意。
- クーリングオフ制度では、一定の契約に限り、一定期間、説明不要で無条件で申込みの撤回などを定めている。
- 消費者契約法では、不当な勧誘による契約の取消しと不当な契約条項の無効等を規定している。



困った時は、消費者相談窓口を活用しよう！